

東大阪市 議会だより



No. 166

議会だより編集委員会 東大阪市荒本北1丁目1番1号

平成22年7月15日発行 電話06(4309)3294 FAX06(4309)3868 <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/gikai/>

議案の会派態度表(第1回臨時会) (○賛成 ×反対)

議案名	会派名					
	公明党	真正議員団	共産党	自民党	民主クラブ	民主リベラル市政会
東大阪市国民健康保険料過徴収金返還条例 修正案(真正議員団)	×	○	○	×	○	×
東大阪市国民健康保険料過徴収金返還条例修正部分を除く原案	異議なし採決					
平成22年度東大阪市一般会計補正予算(第2回)の継続審査	異議なし採決					
平成22年度東大阪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)の継続審査	異議なし採決					

第1回臨時会

— 5月20日～5月26日 —

「とりすぎた保険料(介護分)返還条例」

市長提案は十九年度～二十一年度分の返還のみ 議会が十四年度～十八年度分の返還分もあわせて修正可決

五月二十日から二十六日までの七日間の会期で行われた第一回臨時会では、市が誤ってとりすぎた国民健康保険料(介護分)の返還条例及び補正予算二件が市長から提案されました。本臨時会でも、市長は返還金の決定を行う重要な議会であるにもかかわらず、再三にわたる議会の招集時期の遅れや各会派に議案の事前説明がないまま議会の意向を軽視し臨時会の招集を見切り発車で行いました。

議会は、議案審議を通じ、保険料を誤ってとりすぎた原因調査を強く求めるとともに、過徴収が判明した

二十年四月には、野田市長はすでに市長に就任していたが本年二月に市議会にこのことを明らかにするまで市として何ら対応をとらず、結果、市民の負担が拡大したことの責任、また過徴収に関し行政に重大な過失があれば、市民への返還は公費に頼らず文字どおり身を切っても財源をつくるべきとの意見があるなど慎重審議が進められました。なお、市民にお返しする十九年度から二十一年度までの三カ年分のとりすぎた保険料の返還額は、最高で約九万二千元、一人あたりの平均返還額は約一万七千四百円となっています。

返還財源も不明確なまま議会を招集

議会の質問に答えきれず、継続審査へ 六月議会へ持ち越し

本臨時会では、理事者の不十分な議会対応から審議がたびたび中断し、市民への返還に充てる予算の財源論について十分な審議ができませんいまま会期の最終日を

「国民健康保険料過徴収金返還条例」については、条例上明記されている返還対象期間が十九年度から二十一年度までの「三カ年分」のみで、すべての保険料を

また過徴収した「十四年度から二十一年度」までの全期間を明記する条例の修正が議会提案され、賛成多数で決定されました。

返還の資金に充てるという方針であるが、返還のため「借りたもの」を返す姿勢が当局にみられないこと、また財源について明確な説明がなかったことから、なお慎重審議を要するものとして全会一致で継続審査の取り扱いと決定されました。

迎え、やむなく二十六日まで会期を一日延長し深夜に及ぶ審議を行いました。結果として、市長提案の

市民に返還する意思が明らかでなく不十分との判断から全会派が原案に反対しました。

さらに、補正予算二件については、予算計上の必要から、返還準備基金及び財政調整基金からの財源を国保会計に繰り入れ、これを

お慎重審議を要するものとして全会一致で継続審査の取り扱いと決定されました。